

債務保証契約書第2条の2に関する事務手続

平成25年4月 1日制定

平成25年9月17日改正

平成29年7月31日改正

令和 7年 1月 1日改正

この手続は、『「農業信用保証保険制度の適正な運営について」の一部改正について』（平成20年11月20日付け20経営第4800号農林水産省経営局金融調整課長通知）の通知に基づき、農業信用保証保険制度の適切な運営を確保するため、農業協同組合以外の融資機関（岩手県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫を除く。以下、「銀行等」という。）の融資について、当協会が債務保証を行う場合の融資機関の保証利用額に応じた負担を定めた債務保証契約書第2条の2に関する事務の取扱い並びに債務保証の利用者である農業者等被保証者の負担に関する事務の取扱いについて定める。

第1 保証のための基金に対する負担金（交付金）

1 負担金（交付金）の交付

- (1) 協会の保証を受けて資金の貸付を行おうとする銀行等は、保証利用額に応じた負担金（以下、「負担金（交付金）」という。）を協会に交付するものとする。
- (2) 銀行等は、負担金（交付金）を協会の翌事業年度に相当する期間における保証の利用額を債務保証契約書第2条の2に関する覚書の別紙「債務保証契約書第2条の2に基づく融資機関（乙）の岩手県農業信用基金協会（甲）への負担金（交付金）支払額計算書」（以下、「支払額計算書」という。）に記載して計算するものとする。
- (3) 銀行等は、協会と翌事業年度の開始前までに債務保証契約書第2条の2に関する覚書を締結し、前号で計算した負担金（交付金）を協会の指定する口座に振り込むものとする。
- (4) 協会は、銀行等の負担金（交付金）が口座に入金されたことを確認した後、領収書（別紙様式第2号）を発行するものとする。

2 負担金（交付金）の計算

- (1) 次の算式により算出した額（1万円未満は切り捨てるものとする。）を負担金（交付金）とする。

$$\left(\begin{array}{c} \text{銀行等の融資に係る当協会の} \\ \text{自己リスク保証残高} \end{array} \right) \times \left(\frac{1}{\text{保証倍率}} \right)$$

- (2) 協会の自己リスク保証残高とは、協会の保証額（証書貸付及び手形貸付にあっては貸付額に保証の範囲を乗じた額、極度貸付にあっては極度貸付の保証に係る前月末の貸付け元本の合計額に保証の範囲を乗じた額の合計）及び保証を受けようとする額（証書貸付及び手形貸付にあっては貸付額に保証の範囲を乗じた額、極度貸付にあっては極度額に相当する額）から独立行政法人農林漁業信用基金との間において保険関係が成立している保証及び成立する見込みの保証について、当該保険関係に係る保険金額に相当する額を控除した額とする。
- (3) 保証倍率は 15 倍とする。

3 負担金（交付金）の管理

- (1) 協会は、銀行等の負担金（交付金）を農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）第 9 条に規定する保証債務の弁済に充てるための基金に対する負担金（交付金）として岩手県農業信用基金協会会計規程の規定に基づき管理するほか、同規程第 40 条第 2 項の規定に基づく交付金取扱要領の規定に基づき使用するものとする。
- (2) 協会は、毎事業年度の 9 月末と 3 月末に債務保証契約書第 2 条の 2 に基づく負担金（交付金）計算通知書（別紙様式 1 号）を作成し、当該銀行等に通知するものとする。
- (3) 協会は、銀行等の負担金（交付金）が 2 の計算の結果及び払戻しにより不足する場合は、当該銀行等から 2 の計算が満たされる負担金（交付金）が交付されるまで新たな保証は行わないものとする。
- (4) 銀行等は、協会に対して負担金（交付金）の残高証明を依頼することができるものとする。
- (5) 協会は、銀行等の依頼に対して、残高証明書（別紙様式第 3 号）を交付するものとする。

4 負担金（交付金）の払戻し

- (1) 保証債務のすべてが消滅した銀行等は、負担金（交付金）の支払額の累計額から当該銀行等の貸付けに対する協会の負担に係る代位弁済金への充当額を控除した額に、当該代位弁済金への充当額のうち回収額の累計額を加えた額を上回る金額について払戻しを請求することができるものとする。また、協会の保証債務が生産振興総合対策事業実施要領（平成 14 年 4 月 15 日付け 13 生産第 10200 号農林水産省生産局長通知）に基づく畜産経営維持安定特別対策事業（以下「畜産経営維持安定特別対策事業」という。）に係る資金の貸付けのみであって、当該保証債務及び求償権（償却求償権を除く。）のすべてが消滅した場合において、負担金（交付金）に相当する額について払戻しを請求することができるものとする。ただし、この払戻しを請求できるようになった日から 2 年以上経過した場合は払い戻さないものとする。
- (2) 負担金（交付金）の払戻しを請求する銀行等は、協会の翌事業年度に相当する期間において保証の利用額がない支払額計算書及び負担金（交付金）払戻請求書（別

紙様式第4号)を協会に翌事業年度の開始前までに送付するものとする。

- (3) 協会は、払い戻す負担金(交付金)相当額を翌事業年度の5月末までに銀行等が指定する口座に振り込むものとする。
- (4) 銀行等は、協会から債務保証契約書第10条の2に基づく拠出金請求要領に基づく拠出金の請求を受けて拠出金を拠出する場合、負担金(交付金)の支払額の累計額のうち2の計算を上回る限りにおいて当該拠出金に相当する額を払い戻すことができるものとする。

5 負担金(交付金)の対象となる保証

第1の1から4に定める負担金(交付金)の対象となる協会の保証は、協会と銀行等の平成25年4月1日以降の債務保証契約(変更契約を含む。)の締結後に成立する保証契約とし、すでに成立している保証契約にあっては、従前の例による。

第2 会員資格確認及び会員加入

- 1 銀行等は、協会の保証を受けて資金の借入をしようとする農業者等(以下、「農業者等」という。)が協会の会員又は当協会の会員である農業協同組合の組合員であることを確認するものとする。
- 2 農業者等が農業協同組合の組合員である場合は、次のいずれかの書面の提出を受けて確認するものとする。
 - (1) 出資証券
 - (2) 出資残高証明書
 - (3) 出資配当金通知書
 - (4) その他組合員であることを証する書面
- 3 農業者等が当協会の会員又は当協会の会員である農業協同組合の組合員のいずれにも該当しない場合は、協会の会員に加入するため1口(1万円)以上の出資をするものとする。
- 4 農業者等が会員に加入しようとするときは、銀行等を経由して次により会員加入申込書を提出するものとする。
 - (1) 記載事項
氏名又は名称、住所又は事務所の位置、協会への出資口数
 - (2) 添付書類
 - ① 農業を営む者にあつては、その営む農業経営の概況を記載した書面
 - ② 地方公共団体以外の法人にあつては、定款、役員の住所及び氏名を記載した書面
 - ③ 農業振興公益法人、農業協同会社にあつては、その者に該当することを証する書面
 - ④ その他当協会が必要と認める書面
- 5 協会は、加入申込を承諾したときは、その旨を銀行等を経由して農業者等に通知する。

- 6 加入承諾を受けた農業者等は、協会が定める方法により、出資口数に相当する出資について、銀行等が協会の保証を受けて貸付を行うまでに現金をもって全額を払い込むものとする。
- 7 協会は、出資を払い込んだ農業者等に銀行等を経由して出資金の額等を記載した出資証券を交付する。
- 8 協会は、総会の会日の2週間前から総会が終了するまでの間は、死亡した会員の相続人が当協会の会員になる場合を除き、加入の承諾をすることはできない。

第3 農業信用保証保険制度の適正な運営

- 1 農業信用保証保険制度の普及
協会は、農業信用保証保険制度の普及のため保証対象者、融資機関及び関係者に対しホームページ等を利用して周知する。
- 2 保証対象者及び融資機関の留意事項の徹底
協会は、農業信用保証保険制度の適正な運営のため制度の対象者及び制度の対象となる融資機関について、ホームページ等を利用して周知する。
- 3 保証料以外の必要な出資金等の説明
協会は、保証対象者が農業協同組合の組合員以外の者である場合、出資金が必要であること、また、融資機関が農業協同組合以外の銀行、信用金庫等である場合、負担金が必要であることなどについて、ホームページ等を利用して周知する。

殿

岩手県農業信用基金協会
会長理事

債務保証契約書第2条の2に基づく負担金（交付金）計算通知書

(年 月 日 現在)

(1) 証書貸付保証額計	円
既保証残高（元本）	円
(2) 極度貸付保証額計	円
既保証実残額（元本）	円
(3) 計（(1) + (2)）	円
(4) 控除対象額（① + ②） 〔(3)の保険金額に相当する額の合計額〕	円
① 100分の70の保険金額に相当する額	円
② 100分の90の保険金額に相当する額	円
A 基金協会の保証リスク総額（ $A = (3) - (4)$ ）	円
B 保証倍率 〔業務方法書第3条の特定資金の保証倍率相当〕	15 倍
C 融資機関の負担金（交付金）計算額（ $C = A \times 1 / B$ ）	円
D 融資機関の負担金（交付金）総額 〔Cの1万円未満を切り捨てた額〕	万円
E 融資機関の負担金（交付金）の既支払残高（① - ②）	万円
① 負担金（交付金）の支払額の累計額	万円
② 基金協会の負担額（注）	万円
F 負担金（交付金）の不足額（プラスの場合）又は余剰額 （マイナスの場合）（ $F = D - E$ ）	万円

（注）当該融資機関の貸付けに対する基金協会の負担に係る代位弁済金への充当額から当該代位弁済金への充当額のうち回収額の累計額を差し引いた額

様

岩手県農業信用基金協会

〒020-0022

岩手県盛岡市大通一丁目2番1号

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

印紙税法
第5条の規
定により印
紙の貼付を
要しません。

領 収 書

殿

¥

本会が信用の保証をするための業務に係る基金に充てるための負担金として、
上記の金額正に領収いたしました。

年 月 日

岩手県農業信用基金協会

会長理事

(注) この負担金は、租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）第66条の11の規定（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）により法人税法の損金に算入することが認められています。

様

岩手県農業信用基金協会
〒020-0022
岩手県盛岡市大通一丁目2番1号
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

残高証明書

作成日 年 月 日

殿

岩手県農業信用基金協会

下記金額については、年 月 日 現在の残高に相違ないことを
証明いたします。

種 類	残 高	備 考
負 担 金		保証のための基金
合 計		
	以下余白	

この証明書の金額は訂正いたしません。

備考欄の「保証のための基金」とは、債務保証契約書に基づく負担金（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第9条に規定する保証債務の弁済に充てるための基金に対する交付金）です。

年 月 日

岩手県農業信用基金協会
会長理事 殿

印

負 担 金 払 戻 請 求 書

下記のとおり負担金の払戻しを請求いたします。

記

1 払 戻 し の 理 由 保証債務の消滅 抛出金の抛出

(いずれかを選択して下さい。)

2 払 戻 し の 金 額 _____ 円

3 添 付 書 類 債務保証契約書第 2 条の 2 に基づく融資機関
(乙) の岩手県農業信用基金協会 (甲) への負
担金 (交付金) 支払額計算書

4 払 戻 し の 振 込 口 座

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義
銀行 本店 支店	普通 総合		(フリガナ)

※口座名義にはフリガナを必ずご記入下さい。

以 上